

社会福祉法人聖徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇取得率を80%以上にする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇取得状況を調査する。
- 令和5年10月～ 80%未満の取得率の場合は、部署ごとに課題を検討し、改めて 取得に向けた具体的方法を策定し、実施する。

- 令和6年以後
各年 4月～ 年次有給休暇取得状況の再調査、分析を行う。
- 令和6年以後
各年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標2：常勤職員全体の男女の賃金の差異をなくす（差異100%）。

<対策>

- 令和5年 4月～ 常勤職員の男女別の賃金状況を調査する。
男女の賃金の差異がある場合は、法人で課題を検討し、差異100%に向けた具体的方法を策定し、実施する。

- 令和6年以後
各年 4月～ 常勤職員の男女別の賃金状況を再調査する。
男女の賃金の差異がある場合は、法人で課題を検討し、差異100%に向けた具体的方法を策定し、実施する。